

「国語及漢文」(いわゆる「国語科」)の成立

——中等学校国語教育史四——

一 中学校令と「国語及漢文」

二 「国語は国民統合の糸」という思想

三 「国語」科内容の模索——教科書という提案

四 明治中期の「国語」教科書使用状況

五 明治中期の女子教育

六 「尋常中学校学科及其の程度」——教科の中的位置

七 寺田寅彦の言葉の学習

八 樋口一葉『通俗書簡文』

九 国語科領域の構造化

一 中学校令と「国語及漢文」

1 大日本帝国憲法発布による国家体制の確立

『大日本帝国憲法』が、一八八九(明治二二)年に発布された。『帝国憲法』は、伊藤博文を中心に井上毅・伊東巳代治・金子堅太郎らによって起草された。

第一条では、「大日本帝国ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス」と日本の国体を示し立憲君主制を明確にした。

第三条では「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラズ」と天皇が神格化された。

第二三条には「国家事変ノ場合ニ於テ天皇大権ノ施行ヲ妨クルコトナシ」と、国会の立法権の上に天皇の大権をおいた。陸海軍統帥権は天皇に直属し、内閣から独立していた。この統帥権が後に軍部によって濫用され、日本は軍国主義化を進めた。

2 森有礼文相による中学校制度の確立

第一次伊藤内閣に初代文部大臣として入閣した森有礼(一八四七(弘化4)年—一八八九(明治二二)年)は、一八八五(明治一八)年、憲法制定への伊藤博文らの努力と併行して、天皇中心の国家主義的な教育制度の確立に努めた。一八八六(明治一九)年三月、「帝国大学令」を、同年四月「小

学校令」「中学校令」「師範学校令」を公布した。東京大学を「帝国の大学」と改め、師範学校は公費による給費制とし「順良・信愛・威重」という三氣質を身につけさせ国家の権力と権威を背負って教育する教師を求めた。師範学校に「国語科」を設置した。家主義教育制度の基本線を引いたのである。

森有礼は、一八八九（明二二）年二月一日、大日本帝国憲法発布の早朝、官邸で国粋主義者に刺され、翌日死去した。刺客は、国家主義者に変身していた森を、未だに洋行帰りの「欧化主義者」であると誤解していた。

各学校令の規定により、日本の学校制度は大筋において第二次大戦敗戦（一八四五年）終了までほぼ安定した形で続けられた。四月の学期始まり、一か年の一学年制、夏休み、冬休み、入学試験、修学旅行、式祭日行事、遠足、運動会など学校歴も定着していった。

「小学校令」によって小学校四年までの義務教育制は確立し、尋常小学四年、高等小学四年となった。

「中学校令」は、明治一九年四月九日勅令第十五号をもつて公布された。中学校を尋常中学五年、高等中学二年として、府県立尋常中学校は各府県に一校づつとし、高等学校（のち高等学校）は全国に五校とした。

各学校令によって、大学と小学を結ぶ諸段階が整備された。それまでは小学校と大学の間の空間を埋めるはずの中等学校が、あるときは小学校を離れて宙に浮き、あるときは大学と直結できず、不安定な制度になっていたが、この改革では従来の中学の高等科を別格に決めたために、ようやく府県の中学校の位置が定まった。それまで中学校に関する事項は教育令の中に包含されていたのを新たに別個の法令として独立させたので、ここに中学校制度の基礎が確立されることになった。

「中学校令」は、九条からなり、第一条にその目的が書

かれていた。

第一条 中学校ハ実業ニ就カント欲シ又ハ高等ノ学校ニ入ラント欲スルモノニ須要ナル教育ヲ為ス所トス

と、中学校の概念を統一したのであるが、ここには、中学校の二重的性格（実業に就く者の養成と上級学校への進学指導）が表現されており、この曖昧さが、その後の各地域における中学校設立に当たって、「中学校は、職業準備学校か、普通教育学校か」という、社会の経済的発展との関係において議論される要因をはらんでいたのである。

第二条 中学校ヲ分カチテ高等尋常ノ二等トス高等中学校ハ文部大臣ノ管理ニ属ス

中学校は、尋常中学校（修業年限五）と高等中学校（修業年限二）の二種に分けられた。尋常中学校は、各府県に一校の設置を認めた。これによって各府県に「一中」が設置されていた。高等中学校をすべて官立とし、大学への予備学校としたのである。後に、五校（東京・仙台・京都・金沢・熊本）が設置された。

第八条に「中学校ノ教科書ハ文部大臣ノ検定シタルモノニ限ルヘシ」と規定し、検定制度を導入した。

3. 「国語及漢文科」の設定

「中学校令」に基づいて、一八八六（明治十九）年六月二二日、「尋常中学校ノ学科及其程度」が公布され、尋常中学校の学科目は、倫理・国語及漢文・第一外国語・第二外国語・農業・地理・歴史・数学・博物・物理・化学・習字・図画・唱歌・体操となった。「国語」という名称が法令用語として初めて使われた。

「国語及漢文」の週配当時は、5-5-5-3-2と「習字科」（一、二学年に2-1時間配当）であり、「国語及漢文科」は優遇された。条文作成の中心的な役割を担ったと考えられる伊澤修二と高嶺秀夫にとって、その第一義的な目的は、「文明の良導体」として高等の学術を伝え、

複雑な事を記述できる文体の創出と流布にあった。(2. 甲斐雄一郎「国語科成

立期における読本の内容」「国際化、情報化社会が必要とする読み書き能力の範囲と内容についての研究(研究報告書)」「二〇〇五、三、九二頁)「尋常中学校ノ学

科及其程度」第五条では、「国語及漢文科」の内容を

「漢字交り文及ビ漢文ノ講読書取作文」

と規定していた。「和文」概念が消えて、当時、普通文と言われた「漢字交り文」という文体を学習対象として認定したのである。

4. 言文一致運動と漢文訓読体

明治十九年ころから「言文一致運動」が起こった。言文一致運動は、民衆の話しことばを文章語に取り入れて、士農工商に普く通じる文章語を作り出していこうという運動である。坪内逍遙が『当世書生気質』(明治十八年)に使い、二葉亭四迷が『浮雲』(明治二〇〜二二年)で使った。話し言葉を活かして漢文を読み下したのが「漢文訓読体」であった。漢文訓読体にいっそう多く話し言葉を取り入れた文章が漢字交り文であった。「尋常中学校ノ学科及其程度」は、この文体を中学校教育の対象として位置づけたのであった。

5. 各県中学校「国語及漢文科」の教育課程

「尋常中学校ノ学科及其程度は、「国語及漢文」の領域を「国語、書取、漢文」に分けていた。一八八六(明治十九)年七月二日に文部省は「尋常中学校学科課程表」を内定して示し、各府県はそれに従ったためにほぼ全国一律の教育課程が作られた。

次に、静岡尋常中学校、東京府高等女学校、京都府尋常中学校の「課程表」を掲げる。(明治二〇年七月)

-----	第五級	第四級	第三級	第二級	第一級
一年生	二年	三年	四年	五年生	

漢文		国語
作文	書取	講読
及書牘 じり文	漢字交 じり文	漢字交 じり文
同前級	同前級	漢字交 じり文
級	同前	同前
り文 漢字交 じり文		同前級
同前級		漢文

(静岡中静高史編集委員会『静岡中静高百年史 上巻』平成十五年十一月 同校同窓会 一六七頁)

* 毎週授業時間 5/5/5/3/2である。

講読は、一学年で漢字交り文を読み、二、四学年で漢字交り文及漢文を読む。五学年は漢文のみ。

書取は、漢字交り文及書牘(手紙)文を学び、一・二学年で終わる。

作文は、一学年のみ書牘文を学び、全学年を通して「漢字混り文」の学習である。

金沢女学校課程表 一八八六(明治一九)年現在

漢文	国語	本科 第一学年	本科 第二学年	本科 第三学年	本科 第四学年
	講読 作文		同上	同上	同上
講読	同上				
同上	同上				
同上	同上				

（水野真知子『高等女学校の研究 上』 二〇〇九年十月 野間教育研究所 一五七頁、に拠る。）

私立金沢女学校（キリスト教系）は一八八五（明治一八）年二月に開校した。↓私立北陸女学校。

配当時間は、国語科各学年三時間、漢文科各学年二時間、「国語及漢文」として合算すると各学年五時間配当である。

シンプルな課程表である。「和文」科ではなく「国語」科という名称を使っている。本課程表は「書取」を削除している。「書取」は西欧の小学校国語科カリキュラムの直訳であろう。中学生の学習要求に応える内容ではなかった。本課程表は、その後の国語科の骨格を予知したかのような構造を形にしている。

東京府高等女学校「国語 漢文」（明治二十二年十二月）

	第一年級	第二年級		第三年級
	前・後期	前期	後期	前・後期
講読	漢字交り文	同前級	漢字交り文	漢文
作文	漢字交り文 及書牘文	同前級	漢文 漢字交り文	同前級

（東京都立白鷗高等学校『百年史』一九八九（平成元）年三月三日 同校 六六頁）

*この教育課程案は、高等女学校三年制の案である。

毎週授業時間 三／三／三である

講読は、一年前期から二年後期まで漢字交り文を読み、二年後期から学び漢文が加わる。

作文は、一学年前期のみ書牘文を学び、全学年を通して「漢字交り文」作文をを学習する。

京都府尋常中学校「国語及漢文」（明治二十二年五月制定）

	第五級 一年生	四級 二年	三級 三年	二級 四年	第一級 五年
講読	漢字交り 文び漢文	国語 漢文	同前級	漢文	文法
作文	書牘文及び 漢字交り文	漢字交 じり文	同前級	前級	論文 翻訳

『京一中洛北高校百年史』一九七二（昭和四七）年七月二〇日 一二五頁）

* 毎週授業時間 5／5／5／4／4である。

講読は、一学年～三学年まで漢字交り文を読む。一学年～四学年まで漢文を読む。

書取の学習はなく、一学年で漢文の素読を学ぶ。

作文は、一学年のみ書牘文を学び、一学年～四学年まで漢字交り文を書き、五学年で論文を書くことになっている。翻訳は漢文を書き下し文に換えることであろうか。

宮城県尋常中学校規則一八九二（明治二五）年四月制定

	第一年	第二年級	第三	第四	第五年
講読	漢字交 り文	漢字交り 文 漢文	同前級	同前級	漢文
書取	講読用 書及書 牘文	同前級			
作文	漢字交 り文 及 普通ノ 書牘文	同前級	同前級	漢字交 り文	同前級

＊書取は「講読用書及其二抛り緊要ノ章句並ニ書牘文ヲ書取セシム」ことである。（『仙台一中、一高百年史』一九九三年二月 二〇頁）

「国語及漢文」科の枠組みの大体が定まってきた。「漢文」と「和文または国文」という枠組みから「和文」という用語（概念）の影が薄くなってきた。「国文」という概念に対して「国語（国文＋漢文）」という枠組みが形をなしつつある。国語科の領域としては「講読と作文」という概念が形成されつつあり、その重心（主目標）が「書く力」から「読む力」へと移りつつある。

二 「国語は国民統合の糸」という思想

1. 井上毅・関根正直の国語観『近体国文教科書』の序文 「中学校令」及び規定「学科及其程度」に基づいて編纂されたのが、関根正直編『近体国文教科書』（一八八八・明治二十一年）であった。この教科書には

「序文」が二つあり、一つは、当時法制局長官をしていた井上毅（一八四三～一八九五）の序文と今ひとつ編者の関根正直（一八六〇～一九三二）のが付されていた。

井上毅の序文。

天地のなしのまにまに西に東にあまたの邦土分裂してかたみに慣習を異にし其風氣をなせり国語はくにの風氣にその関係殊にしたしきものなり

これを譬ふるに国民は猶珠玉のこくとく国語は之を連綴せる糸のことし

そもそも御国の言語の優美にしてその変化の自在なることはむかしより人ひとのいひはやせるか如くいまた天のしたに勢を擅にする欧語にもさらに劣るましくおほゆ

世に斯道の人等がしるへふみも少からされと多くは古言をたつぬる葉となるへきものにして今やうにはをさをさ用なきもの多かれは打ちすててかへり見せざる徒もできへかめり。今にしてこれか法則をあきらめて普くおしへおかされは言霊の幸ふ国とほこれる民草の名にそむくのみか、はては漢文他国の言語をのみこよなきものにいひのしりて御国の風氣の衰運もひきおこすこととなりなまし関根正直君のこの編あるまた偶然の事にはあらざるへし

国語の国民合力を「国語は之を連綴せる糸のことし」という比喻でわかりやすく述べ、次いで、御国の言葉の優美なことと変化の自在なることは西欧語に劣るものでないことを強調している。

関根正直の「例旨」（序文）。

国文は、国民一統に貫通し、同胞一体の感覚を与ふる一国特有の顕象にして、其はたらきは、外国に対して国民の結合力を堅うする一の元素ともなるべければ、国家のため極めて大切なものなり。

国文は国民一体の「感覚」を与える「顕象」であるとして、国語の国民合力を、「貫通」と「感覚」を対句にして読者に訴えおり、二人はともに「国語は国民を連綴せる糸のごとし」という視座に立っている。

これをいつそう情動的な言葉に彫琢して国民に訴えたのが上田萬年の

国民は帝室の藩屏なり、国語は国民の慈母なり（『国

語のため』明治二十八年）
というキャッチフレーズであった。

このように見ると、国語を国民の精神的な統合の「かなめ」と見なす考え方は、既に明治二十一年にその濫觴が見られ、上田萬年をその先蹤とすることはできない。

2. 外国を意識した「国語」観 小中村義象によれば、

井上毅は一八八九・九〇年頃、次のような目次の『皇国言』という書を著す構想を持っていた。

第一章 一国に於る言語はその建国の本質にして国の独立に密着の關係を有する事

第二章 皇国言の固有の性質その優美その変化活動の支那語に優り欧語にとらざる事

第三章 他国を占領するには先づその国語を変化せしむること兵略の要訣なる事

(小中村義象「梧桐存稿の奥に書きつく」井上毅伝記編集委員会編『井上毅伝史料編 第三』一九六九年三月五日 国学院大学図書館 七〇五頁)

井上毅は、すでに日本の海外進出を見通しており、その兵略として「その国語を変化せしむること」を考えていた。この構想に我が国における外国を意識した「国語」観の成立を見ることができよう。

三 「国語」科内容の模索——教科書という提案——

明治二〇年代前半には、中等国語教科書のあり方が模索され、その前提となる国文教育の目標論・教材論・指導方法が追求された。

西欧近代国語教育を視野に入れつつ、まずは江戸時代後半に流布していた随筆を素材とする教科書が編成され、次いで文学又は文学史を意識した教科書編集が試みられた。文体は、雅文(平安朝の物語文体をモデルとした擬古文)と漢文訓読体の文章の併用期を経て、両者を包摂した漢字交じり文が採用されるようになっていった。実際には、急ごしらえの「国語及び漢文」科観(目的・内容・方法・評価)によって間に合わせていた。教科書編集者は、「国語及び漢文」科の目的は何か、その内容・方法・評価はどうあるべきか、という問いに直面していた。

1 関根正直編『近体国文教科書』

関根正直は、明治二〇年頃から盛んになった言文一致運動に棹さして、教科書を、国民国家の建設にふさわしい「言語・文体」を創造する媒体としても捉えていた。『近体国文教科書』の「例旨」は、「日用通行を目的」として雅文を排する教材論を展開している。教材配列に関しては、「作者の時代に拘らず」として文学史的配列法を採らない。学習者の視点に立つて「平易なるものから流暢なるものへ」と進めている。

然るに現今世間に行はるる国文は、おほかた支那・西洋の筋も入り雑じりて、語格文法の濫りなる、更に此国の文といひがたし。又近來、国文を習はん料の書もかれこれ世に出でたれど、多くはいはゆる雅文すなはち古文をとりて模範としたれば、懷古のわざを習はんにはさてもあれ、日用通行を目的として当今の言事を書き記さんにはすこぶる不適當とおぼゆ。およそ古文は今人にみみどほく、今やうは又不規則難澁にして言の意まぎらはし。

さるは、古きをすこし引き下げ今やうなるを押し上げて、古雅に傾かず鄙俚にながれず、平暢にして通じ易く漢語俗を雜へながら国文の脉を失はざらん程のものこそ見まほしけれと思ひて、さるかたの模範となるべきものを撰集して国文教科書と名づけつ。

文体としては、中世よりも近く現代風よりは少し古く、擬古文のような古雅に偏らず地方の言葉に流れず、平易にして達意の文章を選ぶ。「漢語や俗語を雜へながら国文の脉を失わない文章」を良しとして、江戸期の文章を採録している。

教材選定に当たっては、「まづは、人の心得であるべき事と勤めたり。文を習ふが目的にはあれど、兼ねては徳育上の裨益ともなれかしとの心がまえなり。」と、徳育上の観点も併せ持っていた。

『近代国文教科書』の採録文章は、上卷三四編、下卷三九編である。上卷の目次を紹介する。

修業の心得

松木直秀

老人の言は、経験より出づ。

荒井堯民

小児の才藝、頼み難し

橘 南溪

善を養むるも妄りにしがたし。

同

人の信仏はおのが心のまゝ也。

柳沢淇園

時刻をはかるは、怠る者のわざ、

同

さまざまのなりはい、

同

魚鳥の食

伊勢貞丈

飾り太刀、

同

書札文字の死活

菅 茶山

難字はかなにかくべし。

三浦浄心

知をひらくは、学問の効、

貝原益軒

一つ宛勤めて事を仕遂げよ。

同

人に交はる道、

同

身は世をわたる舟、

同

世俗の怪談、すべて実なし

同

卑下にも程あり

同

平生心がくへこと、

同

身の程を知りて、楽しむべし。

同

無益な時を失ふことなかれ

同

けふの日を惜しむべし。

同

人は恥心あるをよしとす

同

唐崎の孤松

滝沢馬琴

稚児の教養、

中邨 惕齋

女の四徳、

同

志づかの貞烈、

同

むかしの士風、

同

細川幽齋文武のほまれ、

同

結城秀康関東の大將を承る。

新井 石

直政初陣の時母の誡め、

大江広元を論ず。

北条奉時奸僧を逐ふ。

封事の大意、

ジャンルに分けてみると、上・下巻とも随筆がほとんどでわずかに志伝が採録されている。物語や詩歌は上・下巻にはなく第三巻から学年が進むに従って『太平記』『今昔物語』『源平盛衰記』などが採録されていくが、『萬葉集』『源氏物語』『徒然草』は採録されていない。皇室及び天皇制に関する文章、国体に関する文章がないことに注目しておきたい。

次に採録された教材を二例紹介する。

書札文字の死活

菅 茶山

書札文字にも死活あり。譬へば、「一筆啓上仕候」より、「御無事」、「御堅固云々」、「私宅無恙」、「時候御自愛」、「猶期後音云々」、は何事もなきも、書くもかゝさるも、知れぬ程の事なり。其ひまに、此間の寒気は、弊郷は、海浜に氷を見、或は、半日一日の早りなるに、余所には夕立すれども、ここには降らずなどいふは、同じ寒暄をのぶるにも、其地の景色も思ひやられて、書状の文字も活するなり。月日の末に、此書認めたる時は、雨しきりに降り、時鳥、二声三声おとづれなど書きたるはいよいよ其時其人の姿も、思はるるやうにておもしろし。長さ三尋余りある書札にても、死にたるあり三行四行の書にても、活きたるあ

り。これらは、書札にかぎらず、詩歌連俳にても、心づくべき事なるべし。

手紙や看板において、紋切り型の常套句ではなくその時その場での気持ちや様子を書く、文章は生きてくると述べている。その時その場での感情を込めた語句選びを推奨しており、「型」脱出の方向を目指している。

(昭和女子大学近代文学研究室『近代文学研究叢書第三十三卷』一九七〇年六月 昭和女子大学光葉会 三二五頁)

知を開くは、学問の効

貝原益軒

およそ、人の不孝不忠、もろもろの悪を行ひ、慾をほしいままにし、身をほろぼし、家をほろぼすにいたるは、何にかよれるや。知なければなり。又、善を行ひて家をおこし、身をたもち、ほまれを得るは、何の故ぞや。知あればなり。知あればよく善悪をする。善のなすべきことをしりて行ひ、悪のなすまじきことをしりて行はず。この故に、知は身の内の大なる費なり。学者道に志さば、知を求むるを第一とすべし。知をひらくことは、学問の功にあらずんば成りがたし。

学問をすることによって、孝忠の何たるかを知り善悪を知ることができる、という「知」萬能論であり徳育論である。人生修養のための学問論である。儒教八徳「忠孝仁義礼知信悌」の一である。

発達論と徳育の観点を取り込んだとき、教科書は雑纂となる。

* 関根正直 一八六〇(萬延元)年三月江戸日本橋に生まれる。7歳から四書五經の素読を習った。一八八八(明治二二)年九月、華族女学校助教に就任。一八九九(明治三二)年四月、三十九歳、女子高等師範学校(現、お茶

の水女子大学)教授。昭和七年、七十二歳、没。

(コラム)

関根正直の教育法

源氏物語、近松の作品等、歯ぎれのよい明快な講義は学生を魅了し、音楽的で厭味のない朗読は印象的であった。学校行事などのための止むを得ない欠講さえも惜しんだ。学生の指導に当っては慈悲深い一面きびしかつたようで、ある卒業生が、女学校に奉職して自信を失い、もう一度上京して勉強したい旨を書き送ったところ、関根の返信が届いた。

御書拝見致し候、御努めむきいろいろ御難儀のよし御氣の毒に存じ候野生の考へ候ことは御まへ様さほどの御心弱さにてはこの上學問なされても且つ又何所へ行かれても恐ろしき事ばかりならんと存ぜられ候故、一思ひに御死になされては如何や、

幸 御地には大きな河も沢山にある事なればそれに御入水なさるゝもよろしからんと存じ候

彼女は、この返事に恥入り、奮起したという。

(筆者・福島タマ)

(「桜蔭会会報」一五一号 昭七・六・三〇)

2) 芳賀矢一他編『国文学読本』(一八九〇(明治二三)年四月出版) 作者と作品を配列して文学史を教えることを意図した教科書である。その例言九カ条のうち四カ条を引用しておく。

一 此書は読者をして粗く国文学の通観を得せしめん

事を期し、専ら教育上、並に文学上の目的を以て編纂せり。

二 故に此書は国文学全体に就きて大家を精選し、且其発達変遷の順序を知らしめんが為めに、作者を排列するにはすべて時代を以てせり。

五 作者毎に略傳を附したるは、以て其文彩人物を想像せしめ、且は其著書の目を掲げて読者が他日攻修の便に供せんが為めなり。

八 此書古代に略にして近代に詳なるは、普通文の模範とすべきもの彼に在らずして此に在ればなり。徒に高尚なる古文を今日に通用せしめんとするが如きは編者が志にあらず。

作者の生活状況や作品の成立過程について知ることによって読みが楽しくなるといふ講読観に立っていた。

芳賀矢一が採録した作者・作品は次のとおり。

柿本人麿・山部赤人・紀貫之（含古今集）・紫式部・清少納言・源隆国・藤原為業・鴨長明・新古今和歌集・葉室時長・阿佛尼・北畠親房・吉田兼好・謡曲「鉢木」・狂言「いろは」・芭蕉・貝原益軒・近松門左衛門・新井白石・室鳩巢・柳沢淇園・加茂真淵・横井也有・本居宣長・伴蒿溪・太田南畝・香川景樹・滝沢馬琴。

3) 上田萬年編『国文学』（一八九〇（明治二三）年五月出版）その「緒言」において、

① 語法作文の練習用に供するだけでなく読むことの快樂を得させること、

② 国語科において国文学と漢文学を同地位に置くこと、

③ 作者の経歴と作品の主旨を教えること、

④ 探求の方法を教えて自立した学習者を育てること、
など中等学校国文教育の有り方を提言している。

文学の教科書を以て単に語法作文の練習用に供する者のみとせず学生をして間接に古昔の聖賢と談話し前世の豪傑と相見えしめて以て智識を広め以て気概を養成し進んでは高尚なる理想の快樂を得せしめんと欲するものなり故に著者は国文学が一般中等教育上の一学科となりかの国語科と両立して少くとも漢文学と同地位を占めんことを冀望して止まざるなり最後に著者は文学を教授する教師に対し徒に字義難句を説明するのみならず又よく学生に作者の経歴せる所文章歌句の主旨のある所を指摘し併せて辞書の用法古事引證の索め方等をも教ふべしと希望するものなり故に著者は源氏物語を源氏物語としてのみ熟知し居る学生を養成するを願わずして一度源氏物語を読めば容易に中古文学の一斑を理解し且中古社會の状況をも觀察し得べき人を得んことを希望して止まざるなり

上田は、この教材論の具体化として教科書『国文学』を編纂したのであった。御誓文・軍人勅諭・短歌・随筆・評論・論説・小説・俳諧……など、宣言から物語や狂歌までジャンルと文学史の時代を広げ、随筆・論説を多く採録して新しい国文学を生み出していこうとする意欲を示した。しかも学習者の親しみやすさを考慮して倒叙文学史の構想を示していた。

（補注 2. 芳賀矢一他編『国文学読本』、3. 上田萬年『国文学』の目次の一部は、井上敏夫編『国語教育史資料 第二巻 教科書史』一九八一年四月 東京法令 二三四頁に掲載されている。参照されたい。）

4) 逸見伸三郎編『国文 中学読本 全十巻』（吉川半七、明治三十五年十二月）

明治二五・二六の両年にかけて出版され、明治中期に広く採用された。

逸見は、編集方針として授業時間数を考慮している。一学年を三二週と予定し各巻におよそ三五教材を採録し、一時に一枚（二頁）もしくは一枚半を授ける事を目的にしていた。従って各教材は二枚（四頁）程度の短い文章が選ばれている。授業の区切りがつけやすく教師にとつては都合の良い、また生徒にとつては予習のしやすい教科書であった。各教材は「前なる文を、後なる文の基とし、一卷を環の端なきが如く」題材によって関連づけている。たしかに「二の巻 上」は「三種の神器」に始まり「二の巻下」は「古物天覧（鏡・まが玉・刀）」で終わっている。次に「二の巻 上・下（二学年用）」の目次を掲げる。

二の巻上

第一	三種の神器	北畠親房
第二	衣食の原	平田篤胤
第三	天明の災変一	鈴木正長
第四	天明の災変二	鈴木正長
第五	飢饉後の荒廃	橘 春暉
第六	鶴岡の慈善者	橘 春暉
第七	出羽の道の記	伴 資芳
第八	吹浦の砂蹟	橘 春暉
第九	栗田定之丞の功績	勸業雑誌
第十	立志	平田篤胤
第十一	自石業を習ふ一	新井君美
第十二	白石業を習ふ二	新井君美
第十三	銅版のはじめ	絵画雑誌
第十四	山田長政一	関口隆正
第十五	山田長政二	関口隆正
第十六	支倉六右衛門	近藤芳樹
第十七	海舶互市の議一	新井君美
第十八	海舶互市の議二	新井君美

第十九	獵師	橘 春暉
第二十	私怨を挟まず	作者不詳
第二十一	嘉明士を愛す	安積 信
第二十二	戦国の土風	室 直清
第二十三	戦国の土風	室 直清
第二十四	よろひ	伊勢貞丈
第二十五	鳥銃の傳來	熊野正紹
第二十六	秋帆砲術を開く	細川潤次郎
第二十七	佐久間象山	細川潤次郎
第二十八	鞆野日記一	佐久間 啓
第二十九	鞆野日記二	佐久間 啓
第三十	吉田松陰一	林友幸
第三十一	吉田松陰二	林友幸
第三十二	毛利元成	新井君美
第三十三	巖島	長久保玄珠
第三十四	穴門国	今川貞世

二の巻下

第一	大江ノ匡房	近藤芳樹
第二	頼時が胡人見たる事	宇治拾遺
第三	金色堂	橘 春暉
第四	鎌倉	鐸堂隨筆
第五	時頼の節儉	貝原篤信
第六	梶尾の明恵	本朝伝記
第七	茶の伝来	佐々木高行
第八	瀬戸物の始	勸業月報
第九	安永検校	富士谷御杖
第十	百済川成と飛驒ノ工	今昔物語
第十一	帖木兒の畫像	篤齋隨筆
第十二	絵を視て悪心を改む	堀 秀成

第十三	松の下露	太平記
第十四	大塔ノ宮十津川落	太平記
第十五	錦の御旗	御供の日記
第十六	御供の日記一	近藤芳樹
第十七	御供の日記二	近藤芳樹
第十八	日野阿新一	太平記
第十九	日野阿新二	太平記
第二十	高野山	鐸堂隨筆
第二十一	薬師寺の露盤	屋代弘賢
第二十二	足利学校	日下部勝泉
第二十三	摺本	佐々木高行
第二十四	小野篁	尾崎雅嘉
第二十五	経家悪馬を鎮む	古今著聞集
第二十六	加茂の競馬	小津 久足
第二十七	犬追物一	松平定信
第二十八	犬追物二	松平定信
第二十九	對抗運動一	池原香穉
第三十	對抗運動二	池原香穉
第三十一	古物天覧	池原香穉

題材を分けてみると、道德、社会（地理・歴史・産業・風俗）、自然に関する物が多く、道德に関しては、親孝行・兄弟愛・友愛・義にふれている。言語、文学、芸術に関する物が少ない。また文種は江戸時代後半の随筆がほとんどである。「国語教育」の観点の薄い雑纂形式の教科書である。「教育」的観点としては、日清戦争に流れていった明治二五年前後の社会情勢を反映して殖産興業（粟田定之丞の功績）・「瀬戸物の始」など、開国・海外進展（山田長政、吉田松陰など）、進取の気性（秋帆砲術を開く・佐久間象山など）を育む文章を採録している所に特徴がある。

いま、教材文二篇を紹介する。

二ノ上 第一 三種の神器 北畠親房

人皇第一代、神日本磐余彦天皇と申。後に神武と名づけ奉る。大和国橿原に、都を定めて宮作す。天照大神より傳へ給へつる三種の神器を、大殿に安置し、床を同くしてまします。皇宮、神宮一つなりしかば、国々の御調物をも齋藏に納めて、官物、神物のわきだめ無かりき。天兒屋根命、天種子命、天太玉命の孫、天富命、専、神事をつかさどる。神代の例に異らず。又靈時を鳥見山の中に建てて、天神、地祇を祭らしめ給ふ。第十代崇神天皇、大倭の磯城の瑞籬ノ宮にまします。この御時、漸、神威を恐れ給ひて、神代の鏡造、石凝姥ノ神の裔をめして、鏡をうつし鑄さしめ天ノ目一箇ノ神をして、劔を作らしむ。大和の宇陀郡にして、この兩種をうつし改められき、これを護身の璽として、同殿に安置す。神代よりの宝鏡、及靈劍をば、皇女豊鋤入姫命に付けて大倭の笠縫邑といふ所に、神籬を建てゝあがめまつらる。（後略）（逸見伸三郎編『国文

中学読本二ノ下 第二十三

摺本 佐々木高行

文字を板に刻みて紙におすことはしも、宝龜（注七七〇年）と云ふ年の頃に、勅ありてものせる陀羅尼ぞ、いと古かりける。其の後、鎌倉の頃に、経文をおし、正平の頃に、論語をゑりし由なれば、御国に印書の業の起れりしは、今より遙の古にはありけり。しかはあれど、国々の武士等、競立ちて争騒ぎつるなべに、文学もいたく衰頽れ、在来しものも散失せて、書よまむ便も、絶えだへになりもて行き、禅僧の外ハ文字知れる人さへ少きばかりにて手習する事すら僧にたよりて、教をうくることゝなりにたれば、寺子屋など云ふ称さへ起りにけり。さてかかるさまなりしかば今より

三百年ばかり昔ハ世に傳れる書の數もいと乏くして筑紫にて書えむたづきなかりしかば、はるばる常陸へくだりぬる人さへありき。又そを学ばむと思ふ人は、皆手づから寫取れる者なりけり。彼の林道春ハ都に住めりし人なりしかど、猶しも書のえがてなりけるからに、史記を皆がら寫 取れりとなむ。まして片田舎に住まひせし人などはいふも更なりけむかし。その後、江戸の開けし頃より、彼の足利学校の廢れたるを起し、又ここかしこへ文庫を置きなどして、文学をものし興さるゝにともなはれ、摺本やうやう多くなりもてきて、木してつくれる活字と云ふ者すら行はれたりき。こは豊臣太閤の、朝鮮より傳 へつと云へど今明に知るべきよしあらずなむ。(後略)

(逸見仲三郎編『国文 中学読本 二の巻 下』(吉川半七 明治二五年一月 四七・四八丁)

前者の「三種の神器」(北畠親房)は、一九〇一(明治三四)年以降に中等学校国語科教材に欠かせなくなった「国体・皇室」関連教材の初期形態である。国語科教育史の歴史的遺産として記録した。

後者の「摺本」(佐々木高行)は、メディア教材である。マス・メディアの機能に注目した教材化であったかどうかはわからない。そこに注目すれば人間関係を結ぶ教材化が可能であり、文化史に果たした活字出版の役割を学ぶことができたであろう。

5) 秋山四郎編『漢文読本 一〇五』金港堂 一八九一(明治二四)年の構成と内容

6) 深井鑑一郎編纂『訂正再版標注漢文入門』吉川半七蔵版 一八九二(明治二五)年

(補注 5、6については、「漢文教育の成立過程」(『国語教育史研究 第一三号』国語教育史学会 二〇一二)で考察している。)

6) 物集高見編『新撰国文中学読本』(明治三〇年三月十

五日発行)(本書の総目次が、菊之雅之によって紹介されている。「資料紹介」(『国語教育史学会編『国語教育史研究 第十四号』二〇一四年三月三十一日 国語教育史学会)参照されたい。)

「国語及漢文」科の国語教科書のまとめ

このように、明治二〇年代前半には、中等国語教科書のあり方が模索され、その前提となる国文教育の目標論・教材論・指導方法が追求された。

西欧近代国語教育を視野に入れつつではあったが、まずは自分たちの青春の時に流布していた随筆や紀行文を選んで配列している。関根本・物集本は俗流儒教道徳(孝・悌・義・知)によって選り、博物的知識を広げようと努めている。芳賀本・上田本は文学史的知識を与えようとしている。いずれも「国語及漢文」科で育てたい学力観には関心が薄い。教材の文体は、江戸期の文人がモデルとした雅文(擬古文)が多く、それに漢文訓読体が加わり次第に漢字交り文が普通文として定着していく様相を示していた。言文一致体は未だしである。

四 明治中期の「国語」教科書使用状況

1 明治二〇年度 県立兵庫県尋常中学校(↓姫路中学校)

日本外史 和文読本一、二、三、四(稲垣千穎)、
語彙別記 日本文典、唐宋八大家文 正文文章規範

(『姫路西高百年史』一九七八 五〇頁)

2 明治二二年度 京都尋常中学校

日本外史 語彙別記 日本文典 かなつかひ読本
和文読本 和文軌範 明治国史略 十八史略
本朝文範 正文文章規範 謝選萬遺 孟子
(『京一中洛北高校百年史』一九七二 一二七頁)

3 明治二六年度 静岡尋常中学校

新撰中学読本一、二、(久保田貞則)

国文中学読本一、四(逸見伸三郎)

中等国文 上・下(井上頼圀・逸見伸三郎)

中学漢文読本(秋山四郎)

『静中静高百年史』一九七八 三二一頁

4 明治二八年度 札幌尋常中学校

国文中学読本二、四(逸見伸三郎) 神皇正統記

普通国語学(関根正直) 増鏡(関根正直)

徒然草類選(大和田建樹) 土佐日記読本(鈴木弘恭)

中学漢文読本(秋山四郎)

『百年史 札幌南高等学校』一九九七 一一頁

5 明治三十年 宮城県仙台第一中学校

『中等国文 上・下』(井上頼圀・逸見伸三郎)

『漢文中学読本 上・下』(松本豊多)

『仙台一中、一高百年史』一九九三 二七頁

6 明治三一年度 広島県第二尋常中学校

中等国文読本(落合直文)

標注神皇正統記(佐伯有義)

新撰国文中学読本(物集高見)

高等国文(落合直文・小中村義象)

大鏡(藤原為業)、文章規範(謝報徳)

日本外史(頼久太郎) 十八史略(曾千之)

日本政記(頼久太郎)

『誠之館百三十年史 上』(一九八八 五三六)

資料が少ないため教科書の分布状況については確定的な

ことは言えないが、採用状況の一端を知ることではできよう。
逸見伸三郎編集『国文中学読本』は複数校で採用されていた。

五 「国語及漢文」科講読の指導過程

逸見伸三郎編『国文 中学読本』は、巻頭の「凡例」の一項目に指導過程について述べている。

授業のついでは、教師先教ふべき文の主旨、もしくは、作者にかかる事ともを説きて、生徒の心をひき起し、さて、句読と音調とを正して、読方を授け、かくて後、言詞意義より、一句一段の解釈に及び、終りに臨みて、生徒をして、一文章の通義を、説話せしめむ事を要す。

これを簡略に定式化すると、

①学習意欲の喚起(大旨、作者)

②読み方(句読と音調)を教える

③解釈(言詞意義、一句一段)

④(生徒による)通義の説明、

の四段階の過程になる。①④には、生徒の活動が組み込まれている。

多人数の生徒を対象とする一斉授業に、明治維新後の教師は初めて出会った。不慣れでたじろいでいた教師たちは、外人教師たちに学びつつ自分たちの方法を加味して、一定の型を編み出していった。その努力の跡をうかがうことができる。

五 明治中期の女子教育

1. 女学校の設置状況

小柴昌子によれば、「設置者別女学校実態」は下表の通りである。

2. 国民の女学校観

一九〇二（明治三五）年に小学校を卒業後、山川菊栄は府立第二高等女学校に入学した。当時「商家の子どもは女学校に行くものではない」という考え方があったことを語っている。

小学校の同級生七、八十人のうち、女学校へいったのは十四、五人。商家の子供はその中に一人もまじらず、それは経済力の問題ではなくて、ものの考え方の問題でした。町の子は女学校なんかに行くものでない、と問題にしなかったので、町の子自身の頭にそういう

設置者別女学校実態

	設置者	学校	生徒	教員	一校平均	
					生徒	教員
21 年	国立	1	155	17	155	17
	公立	6	1,061	57	177	9
	私立	12	1,383	112	115	9
26	国立	1	286	17	286	17
	公立	7	1,231	83	176	12
	私立	20	1,503	231	75	12
31 年	国立	1	423	17	423	17
	公立	25	6,060	269	242	11
	私立	8	2,106	120	263	15

（小柴昌子『高等女学校史序説』一九八八年五月
銀河書房 四八頁）

差別観念がのこっていたのです。

「あれからじき、ほんのちよつとのちがいで妹たちは女学校にいったのに」

と今ではその人たちも残念がっていますが、商家では高等小学を出てお針や三味線のおけいこに通い、一年ほど見習い奉公にいったお嫁にいくのが普通でした。

（山川菊栄『おんな二代の記』 一〇五頁）

3. 女学校の「国語」教科書使用状況

一八八二（明治十五）年度 群馬県女学校
神皇正統記 本朝文範（稲垣千穎・松田太愿）
通鑑集要 正文章規範評本（謝衍得）
大鏡 増鏡 水鏡

一八九〇（明治二三）年度 福井県尋常中学校女子部
烈女伝（松本萬年） 中学用読本（笠間益三）
読史余論（新井白石） 和文読本（稲垣千穎）
本朝文範（稲垣千穎・松田太愿）
つれづれ草読本（高津柏樹）

英	和漢	一八八四（明治十七）年度 フェリス女学校本文学課目			
		第一年	第二年	第三年	第四年
英文作文 会話 言語分 析法 合衆国史 文法	習字 十八史略 国史略	作文 習字 国史略 日本文典 日本外史 和歌抄読	作文 習字 文章規範 元明史略 和文抄読 土佐日記	作文 習字 史記 日本外史 復習	英詩抄読

（水野真知子『高等女学校の研究 上』二〇〇九年
十月 野間教育研究所 一五七頁、に拠る。）

明治十年代の末、いわゆる欧化主義の時代から三〇年代

にかけて全国で40余のミッションスクールが作られている。フェリス女学校の本科文学課目の教科書を前項で掲げた。国漢の学習を英文の学習と同じ程度におこなっていたことに注目したい。

3. 私立明治女学校

公立女学校に対して、女子進学希望者の期待に応えていたのは私立女学校であった。中でも四十数校あったキリスト教系のミッションスクールは、欧化主義の風潮の中で男女平等・一夫一婦制や自由独立の精神を掲げて、人格の完成をめざす教育を追求していた。そのうちの一例が、一八八五（明治一八）年に木村熊二（一八四五〜一九二七）によって設立された明治女学校であった。最盛時の生徒数は約三〇〇人。教頭の巖本善治は、「女学雑誌」・「文学界」を編集・発行した。若松賤子はフェリス女学校高等科の第一回卒業生であり、「女学雑誌」・「文学界」に寄稿した。北村透谷・島崎藤村・若松賤子が教えた時期があり、羽仁もと子・相馬黒光・野上弥生子が学んだ。一九〇九（明治四二）年に廃校となる。ピューリタンの欧化主義と自由独立の精神は、それまでの儒教的な『女大学』的教育に対して強い衝撃を与えた。

4 女学校の新設

一八七五（明治八）年 一二月 名東県（↓徳島県）

一八七七（明治一〇）年 一二月 師範学校附属変則中学校を設置

一八七八（明治十一）年 一二月 徳島県女子勸工場を設置
女子教育の端緒を開く

一八八七（明治二〇）年 十月 徳島女子師範学校を開設。
勸工場を同校の附属とし、女子手芸学校と改称。

一八八七（明治二〇）年 英和女学校開設↓一八九二（明治二五）年、捜真女学校に改称

一八九二（明治二五）年 私立盛岡女学校開設（カトリック）

ク系) ↓盛岡白百合学園高校(啄木の妻となる堀合節子や妹の光子が学んだ。)

4. 女学生の読書

山川菊栄は、女学校一学年(明治三五年)と二学年の読書体験を書いている。

女学校にはいったところは、馬賊の話がよく新聞などに出るにつれ、ひとつ馬賊になって満州のはてしない平野に馬を走らせようという、途方もない夢をみていました。けれども一方では国語の教科書ではじめて読んだ一葉の随筆に感激し、創立そのその大橋図書館でまっさきに一葉全集を読み、それからその常連となつて手当りしだいに乱読したものです。(山川菊栄『おんな二代の記』一九七二年一月 平凡社 一〇六頁)

山川菊栄は、教科書掲載の一葉随筆をきっかけに図書館通いを始めている。

この(二学年の)夏休みに読みものに飢えた私は小川さんに何か貸して下さいと頼むと、日本文学全書の第一、二巻、西鶴の『一代男』、『一代女』、『五人女』、近松の世話浄るり十種などを「あげますから」といつて渡されたので貪るように読みふけり、これが病みつきで女学校時代におもな物語や日記類、近松や西鶴物はひととおり読みこなしました。姉が津田へ通うかたわら、井上通泰博士の門に入って萬葉などの研究をしており、千蔭の『萬葉集略解』、季吟の『枕草紙春曙抄』、『源氏物語湖月抄』などももっていたのでおおいに助かりました。そのころの女学校には漢文がなく、家では母は忙しく、祖父延寿は水戸へ引込んでしまい、私はついに漢文も漢詩の作り方も習いませんでした。

(同前書 一〇六〜一〇九頁)

二学年の時、「近松や西鶴物はひととおり読みこなし」、「萬葉集」、「枕草紙」、「源氏物語」になじんでいる。良

い読書環境に恵まれた力強い読書力である。

6 討論する女学生

四年生の時には、もう活人画でもあるまいというので討論会をやることになり、誰が考えたか、ナポレオンとジンギス汗の優劣を二派に分れて論ずることになりました。ところがナポレオンの肩をもつ者は多いのにジンギス汗の味方はひとりもない。私は父の洋行のみやげ話をタネに、ナポレオン反対論をやつてもいいとは思つても、ジンギス汗を支持する熱意も材料もないので出ないつもりでいると、

「ナポレオンなんて西洋人ばかりひいきにして、東洋人のジンギス汗には味方になりてがないなんてひどいわ。私たちふたりでやりましょうよ」

という民族主義者がさそいに來たので私もひきうけました。とはいふものの材料がないので歴史の先生に頼んでも何も無いという。そこで数年前の『少年世界』にジンギス汗のことが出ていたのを唯一の手がかりに、二人で奮闘しました。歴史の先生も知らないことを知っているのとあとでほめられました。実は『少年世界』の 旧号が唯一の種本だったのです。(同前書 一二三頁)

女学生の討論記録は珍しい。自ら名乗り出て討論に参加する活発な生徒がいた。

7 高等女学校という名称と制度化

一八九一(明治二四)年 中学校令改正、その一四条にはじめて制度としての「高等女学校」の名が現れ、

第一四条 高等女学校ハ、女子ニ須要ナル高等普通教育ヲ施ス所ニシテ、尋常中学校ノ種類トス、高等女学校ハ女子ニ須要ナル技芸専修科ヲ設クルコトヲ

得、

と定められた

制度の法的確立を得て、その後つぎつぎと高等女学校が開設されていった。

一八九三(明治二六)年 海老名リン 夫・季昌と共に会津で幼稚園を創設。同年若松女学校を開校した。一九〇九(明治四二)年に県立高等女学校となる。

一八九六(明治二九)年 四月 徳島県尋常中学校第一分校(脇町中学校の前身)を開校。徳島県尋常中学校第二分校(富岡中学校の前身)を開校。

一八九七(明治三〇)年 盛岡市立高等女学校開校(ここで、啄木の妹・光子、啄木の妻となった堀合節子がまなんだ)。一九〇二年県立移管。↓盛岡白百合学園高。

一九〇〇(明治三三)年 五月 岐阜市立高等女学校開校。

六 「尋常中学校ノ学科及其ノ程度」——教科中の位置

1 教育勅語の下賜 『大日本帝国憲法』に基づいて時の法制局長官・井上毅と天皇の侍講をしていた元田永孚らによって「教育ニ関スル勅語(教育勅語)」が作成され、一八九〇(明治二三)年一〇月三〇日に下付された。それは、明治一〇年代の欧化主義と知育偏重の教育とに対する反動として、地方の長官や校長たちは道徳上の基本方針指示を文部省に迫った。政府・文部省はその要望を受けた形をとって、作成を井上毅・元田永孚(一八八八(文政一)〜一八九一(明治二四))に命じ、天皇の詔勅として下賜した。勅語は議会による改正を拒否する超法規的性格を光背にして一九四五年の敗戦まで、我が国教育の基本方針となった。

教育ニ関スル勅語

朕惟フニ我力皇祖皇宗国ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我力臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一

ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我力国体ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦実ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ学ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓発シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ広メ世務ヲ開キ常ニ国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ独リ朕力忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顕彰スルニ足ラン
斯ノ道ハ実ニ我力皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ挙々服膺シテ威其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年 十月三十日

御名 御璽

教育勅語は三部に構造化されていた。

第一部において、日本の教育の淵源を述べる。

天皇と両親—— 1) 忠、2) 孝、

我が国の教育の淵源は、徳治者としての天皇と忠孝を尽くす臣民とによる美しい家父長的共同体Ⅱ国体にある、としている。

第二部は、日本国民の身につけるべき徳目を掲げている。

近隣に—— 3) 兄弟友 4) 夫婦和 5) 朋友信

自分に—— 6) 恭儉 7) 博愛 8) 修学

9) 習業 10) 智 11) 徳

社会では—— 12) 公益(産業・福祉) 13) 遵法

国家に—— 14) 義勇 15) 奉公

博愛・修学・公益・遵法など部分的には近代思想も見られるが儒教思想が全体の主柱となっていた。

第三部は、以上の「道」は古今に通じる(普遍的な)ものであるから天皇と臣民がともに守っていかう、と宣言し

ている。第一部にあげられた忠、孝に続いて、日本国民が身につけるべき徳目を掲げている。兄弟友、夫婦和、勤儉、博愛、修学、習業、智、徳、公益、遵法、義勇、を掲げ、「以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スベシ」と述べているように、すべての徳目を「皇運」の「扶翼」に収斂させている所に特色がある。維新後の国民を皇民意識によって統合しようとする思想教育目標論でもあった。

欧米に習った知育偏重の近代化、男女平等・一夫一婦思想の流入、封建的な忠孝礼義信の道徳への郷愁などさまざまな新旧思想及び風俗習慣が入り交じっていた明治の半ばにおいて、政府の要人達や地方の中堅指導者層は動揺し、日本のあり方についての理念を求めていた。「下賜」という形で公布された『勅語』は超法規的性格と議会による改正を拒否する「權威」を持ち、その後は「御真影」とともに天皇制教育の装置として機能した。教育の理想を制約し、教材化を狭く方向づけることになった。

「教育勅語」は、いわば「魂」を求めていたワラのよ。教師達に、「皇国精神の筋金」を与えることになった。その後の五十年間の時間をかけて、次第に天皇の威光を後背にして教壇に立つ教師の心に「国体の精華」をかたる聖職者の意識を浸透させる力を持っていた。

コラム

不敬事件 内村鑑三（一八六一～一九三〇）は一八八九（明治二二）年九月から翌年二月まで明治女学校で教員をした後、一八九〇年九月から第一高等中学校嘱託教員となっていた。九一（明治二四）年一月一高に下付された教育勅語の奏戴式において敬礼するのをためらったために、国家主義的感情に燃え立っていた同僚と生徒たちの非難と排斥運動を受けて病に倒れ、依願退職となった。看病をした彼の妻は心労から

二三歳の若さで亡くなった。その後、教育勅語は「国教」化し、個人の信条との間に軋轢をもたらすことになった。

「建て前」と「本音」とを区別し、「本音」において自堕落な生き方をする教師たちを見て、内村は、「育勅語」は礼拝するものでなく実行すべきものであると批判した。

2. 井上毅の国語教育観と「国語及び漢文」時間の増加

井上毅（一八四三（天保一四）～一八九五（明治一八））は、一八九三（明治二六）年三月文相に就任し、それまでの一府県一校の中学校制度を改め「土地の情況により……：数校の設置」を認めた。また「中等教育にして専ら高等教育の予備たるの一方に偏傾するの弊害を救う」という含みを持たせて実家学校を設立できるとした。日本産業の発展をめざして実業教育に力を注いだのである。中学校の国語科教育についても「文明世界ニ国ヲ立ツル」為には国語国文の発達とその教育の進歩が必要である、と考えていた。（注 山根安太郎『国語教育史研究』一九六六年三月 溝本積善館 一八一頁）

井上毅は、一八九三（明治二六）年の八月、国語教員の夏期講習会で演説し、大上段に「人類と言語の関係」から説き起こしている。

萬物ノ靈トシテ人類タルモノ、最大智能ハ言語ト文字トヲ以テ各々己ノ意思ヲ表明シ而シテ之ヲ他人ニ通知シ而シテ之ヲ遠近ニ傳播シ並ニ之ヲ後世ニ貽スト云フコトデアル之ヲ古今ノ歴史ニ徴スルニ国語国文ノ十分ニ発達シテ人々各々其意思ヲ表明スルノ材料ニ富ム所ノ国ハ一國ノ文明從テ隆盛ニ赴キ国民一般ノ智識ハ年ヲ追ヒ世ヲ追ヒテ進歩スルハ自然ノ結果ト為ツテ居ル……中略……然ルニ今日我國ノ教育上ノ国語国文ノ

有様ハ御互ニ又遺憾ヲ表セ子ハナラヌ普通教育ノ方ハ暫ク置イテ論ゼヌトシテ高等教育ヲ卒業シタル生徒ト雖多クハ合格的ノ国文ヲ以テ各自ノ意思ヲ表明スルノ能力ニ不足ヲ感スルコトヲ免レヌ有様デアル

(井上毅「文学上ニ於ケル教育意見」木村 匡著『井上毅君教育事業小史』一九八一年四月三〇日 国書刊行会 一一四―一一五頁)

この言語機能観から国民の「各々己ノ意思ヲ表明シ而シテ之ヲ他人ニ通知スル」力を育てること、という国語教育観が導かれる。その内容は、漢文ではなく当時すでに国民のものとなりつつあった「漢字交じり文」であり、これを鍛えて進歩発達させなければならぬと言う。そのために、彼は国語国文の教育に期待し、国語教育を発達させる方法として二点あげている。

第一に 政府デ編纂スル所ノ歴史ヤ地誌ノ類ハ總テ国文ヲ用フヘキ事

第二に教育上ニ於テ国語国文ニ重キヲ置キ其教授法ヲ誤ラヌヤウニスル事

(井上毅「文学上ニ於ケル教育意見」木村 匡著『井上毅君教育事業小史』一九八一年四月三〇日 国書刊行会 一一九頁)

第一は、当時、漢文で書かれた『日本外史』や『輿地誌略』が教科書として使われていたが、歴史・地理・数学などは国語で書き日本語で教えるべきであると言っている。

第二は、教授法を良くすべきであると言うのである。これについては、「復古ト謂ハンヨリモ寧ロ進歩ト謂フ考ヲ持チタイ」と確認した上で、さらに二つの観点を提示している。一つは言文一致の国文を創造することであり、二つは学術社会や工芸百科の必要に応じて思想を表現するためには「広ク材料ヲ漢文漢字ニ取ルノミナラス又欧羅巴ノ論理法ヲ採用スルコト」である、と。(井上毅「文学上ニ於

ケル教育意見」木村 匡著『井上毅君教育事業小史』一九八一年四月三〇日 国書刊行会 一一九頁)

国文の教材については、平安・中世を排し、学術経済百般の文章を採録すべきであると述べる。

国文科読本の目的は読法及文法を授け音調を正し、殊に読本により記憶したる事実をして間接に他の諸科の教授の基礎たらしむるにあり。故に国文読本は成るべく単純なる文章を撰取し、其の高等に進むに従ひ高尚なる古人の名篇を教ふとも今日に不用の死語を用ゐたる多くの注解を費す文章を授くへからず。(専門家は除く)又事実の説話、正確なる歴史又は博物の抄録を要す。然るに現に用ゐる教科読本は如何。源氏、伊勢を其のまま用ゐるものさへあり、抜粹本には常盤の段(盛衰記)吉野の静(義経記)などいかさま文章こそ優美なるへけれ、又其当時にこそ一時の綺談として世に行れたれ、今日教科書の撰章としたるは何事そや。某楼記、遊某山記、いかに妙なりとて奈良の朝、平安の朝にこそ急務なりしならめ、富国強兵の世に当り、かかる卒業及第は生徒の本志にあらざるべし。……中略……奈良平安の旧巢を蟬脱して大に国文の組織を拡張し近世の学術経済百般の事物を網羅し觀天察地の作用を顯し西洋の緻密なる論理法を駕馭し支那の豊富なる文材を鞭達して我が皇国の文運をして旭の光の弥高く豊さが登る勢を示さしむることあるべし。(「梧陰存稿国文の部小言」『井上 毅伝記編纂委員会編『井上毅伝史料編第三』一 99九六九年三月五日 国学院大学図書館 六三七 一六三八頁)。

「国文と漢文との関係」については、国文主漢文客の説を展開している。

漢文科の必要性については、「学校ノ教科ニ漢文アルハ何ノ必要ニヨレルカ」という質問に答えて、道德の教材と

して、漢文読解力養成のため、と二つの観点をあげている。ただし、漢詩作り・漢作文は止めるべきであると言う。

一 支那の経学（近時ノ語ニテ哲学）ハ道德ノ為ニ必要ナリ

二 支那ノ文字ハ国語ノ材料トシテ必要ナリ

但シ世ニハ漢文教育ヲ以テ賦詩作文ノ教科ト思ヘルモノアルカ如シ此ハイミジキ誤ニシテ數百年來漢文模擬ノ夢ノ覺メサルナキ……中略……（漢文ヲ作ルニ熟セザレバ国文ヲ作りエズ）ト云フモノアレト此ハ事実ニ違ヘル論ナリ漢文ト国文トハ語法語格全ク異ナルカ故ニ漢字ヲ用イナカラ漢文ヲ模擬スルノ必要ナキナリ余ハ此ノ説ヲ修正シテ「多ク漢書ヲ読マサレハ国文ヲ作り得ス」ト言ハントス（「学校の教科における漢文の間に答へし文」『梧陰存稿』 井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝 史料編 第三』一九六九年三月五日 国学院大学図書館 六六一頁）。

文学としての漢文教育の方法については、素読を主とすべきであると述べた。

第一 経学ハ講義ヲ主トシ

第二 文学トシテノ漢文ハ講読素読ヲ主トシ解剖的ノ講義ヲ客トスヘシ（「学校の教科における漢文の間に答へし文」『梧陰存稿』 井上毅伝記編纂委員会編『井上毅伝史料編 第三』一九六九年三月五日 国学院大学図書館 六六三頁）。

3 「尋常中学校ノ学科及其程度」の改正 井上毅は文相となると、中学校教育が予備教育に傾斜する弊害が顕著になってきたので、それを矯正しようとした。漢文教師の不平に対しては、「漢文ノ授業ヲ削減セントスルノ意」はない、という通達を出した。

漢文ノ書取作文ヲ削リタルハ漢文ノ目的ハ多數ノ書ニ涉リ文思ヲ資クルニ在リテ漢文ヲ模作スルニ在ラサルヲ認ムレハナリ。而シテ漢文ノ授業ヲ削減セントス

ルノ意ニ非サルナリ。（『安中安高百年史』一九八四年九月 安積高等学校百年史編纂委員会二〇九・二一〇頁）

井上毅の国語教育観は、日清戦争が予感される緊迫した極東状況下に形成された。愛国主義に立つものであったが、ファナティックにならず、しかも「進歩ト謂フ考ヲ持」つて、旧弊を否定し国語科教育を具体的に改めていこうとするものであった。文相・井上毅は、実務者を育成する実業学校及び女子のための高等女学校を位置づけて、中等教育制度を拡充した。国家・国民・国語の関係について独自の論を展開し、国語教育を重視し、実際に教科「国語及漢文」を各学年七時間へと増加した。国文教材選択の観点として、自己の思想を表明し相互に交通する力を育てる教材を、という実学的な観点を提示した。国文主漢文客の文部大臣講演は、漢学者の漢文中心論をなだめ、国文学者の復古的国文教育論を抑制しつつ現代文を教材化していく、前向きな現実的提案であった。文部大臣は、夏の暑い日に教師達の国語教育研究会に出かけて、講演する必要があったのである。

4 標準語と標準語教育の要請 日清戦争を経て立憲君主制の国家体制を確立した明治政府は、欧米列強諸国の帝国主義的アジア進出に脅威を感じつつ、自らも台湾・韓国・清国へと侵出することによって国の安泰を図ろうとした。軍国主義化の道を選んだのである。明治政府は軍隊の秩序確立のために、兵隊の基礎学力として標準語の音声と文字の教育を学校に求めた。

一九〇〇年前後には、日本の産業革命が進み、大資本家と多数の労働者が生まれ、併せて教師・医師・弁護士・技術家などの新中間層を生み出していた。近代化を進める産業界（繊維・石炭・鉄鋼・造船）は、労働者と中間管理層

の育成を急ぎ、職場に必要なコミュニケーション能力として標準語の話し聞く能力と識字力育成を学校教育に求めた。

一方、学習者の側では、立身出世のために上級学校への進学を希望する者もあり、家計を助けるために村を出て工場で働く労働者も増えた。村や町の役場に公務員としての道を求める人もいた。それらの人々にとって、「身を立てる」・「人に役立つ人間になる」、さらには「自己実現」のために標準語の学習は必要であった。

また、新聞・雑誌・書籍をとおして近代的な文化が得られることを知り始めた人々は自らと自らの子どもに近代文化を与えようとして近代教育と標準語とを求めた。

5日清戦争さなかの上田萬年講演「国語と国家と」

上田萬年（一八六七～一九三七）は、一八七九（明治十二）年、東京府最初の中学校・東京府中学校（↓東京府立第一中学校↓日比谷高等学校）に入学。英書で普通学を学ぶ変則中学校を選ぶ（＊正則中学校は、国語で普通学を学ぶ）。齋藤緑雨と交流があり、劇作家を志望していたことがあった。大学二年次にチェンバレンの講義を受け、言語学研究を志す。同期の哲学科に澤柳政太郎がいた。一八八八（明治二一）年七月に帝国大学和文科を卒業。

一八八九年講演「言語上の変化を論じて国語教授に及ぶ」においては、言語は人々が思想を伝えるために生まれた「無意識的創造物」であると述べた。人々が思想を交換するために生まれた自然発生的な母語が言語であると考え、言葉が社会を形成し社会の中で自然発生的に言葉が生まれ鍛えられていった、と考えていた。社会が言語を形成し言語が社会を形成する、と考えていたのである。

一八九四（明治二七）年六月、二年半に及ぶドイツ・フランス留学から帰国し七月、帝国大学教授博言学講座を担当。

当。その頃、アジア諸国は欧米列強の侵略にさらされていた。日本は、八月一日に清国に宣戦布告した。その戦争のさなかに上田の言語観は、「社会の言葉から国家の言語へ」と限定され単純化されていた。同年十月に上田は講演「国語と国家と」（於・哲学館）をおこない、国語と国民的思考・国民的感動及び国体維持の関係が深いことを強調した。

上田は、ある人の話す言語とその民族の性質との間には複雑な関係があり、その民族の思考や感情のすべてはその民族の言語に反映しており、「日本語は日本人の精神的血液なりといひつべし」と「血液」の比喩を用いて情感に訴えている。次いで、「此国民的思考力と、此国民的感動力とを、われわれに教へこみくる」と一種の教育者であると、その教育的機能を指摘する。

言語はこれを話す人民に取りては、恰も其血液が肉体上の同胞を示すが如く、精神上の同胞を示すものにして、之を日本国語にたとへていへば、日本語は日本人の精神的血液といひつべし。日本の国体は、この精神的血液にて主として維持せられ、日本人種はこの最もつよき最も永く保存せらるべき鎖の為に散乱せざるなり。……………中略……………

かくの如く、其言語は国体の標識となるのみにあらず、又同時に一種の教育者、所謂なさけ深き母にてもあるなり。われわれが生まるゝやいなや、この母はわれわれを其膝の上にむかへとり、懇に此国民的思考力と、此国民的感動力とを、われわれに教へこみくるゝなり。故に此母の慈悲は誠に天日の如し。苟も此国に生れ、此の国民たり此国民の子孫たるものは、たれとてこの光を仰がざる。

続けて、聴衆に向かって、このような「日本語が帝室の忠臣、国民の慈母たる事」を覚醒させようとする。

嗚呼世間すべての人は、華族を見て帝室の藩屏たることを知る。しかも日本語が帝室の忠臣、国民の慈母たる事にいたりては、知るもの却りて稀なり。況んや日本語の為に盡くしゝ人をや。されど一方には、所謂国家教育は行はるゝと称し、而して依然他人同様、此慈母を取扱うて怪まざるが如し。

最後に、「予は絶対的に支那語の研究を否定するものにあらず。高等教育としては、そのまさしく研究せらるべき」であるが、それよりも先ず「四千萬同胞の日本語」を「手入れ（研究・教育）」すべきであることを強調し、十二の課題を指摘して講演を締めくくった。

（上田萬年『国語のため』一八九五（明治二十八）年）六月 富山房 一二（二七頁）

上田は、日清戦争に直面し、近代の国民国家形成における国語の役割を説き、国語研究と国語教育研究の必要性を訴えたのである。「国語と国家と」の関係を説くに当たって比較の材料として「支那語」や西欧諸国語と国家との関係を引例したことにより、やや排他的なナショナリズムの傾きを帯びていた。日清戦争開戦直後の情勢において、上田萬年は、対外的には偏ったナショナリストになっていた。「アジアへの眼」はあったが、「アジアからの眼」はなかった。聴衆は、「日本の国体は、この精神的血液にて主として維持せられ」という情念に訴える国体維持論に心打たれた。活字化されたこの講演を通して国語教育への関心を深めた教師は多かった。

七 寺田寅彦の言葉の学習

この項目については、先行研究として「野地潤家「明治期国語学習史の一考察―寺田寅彦の場合―」（『野地潤家著作選集 第一巻』明治図書 一九九八年三月）があり、大筋においてその記述に従う。

1 読書

*注 寺田寅彦 一八七八（明治十一）十一月二三日、東京市に生まれた。一八九二（明治二五）年に高知県立尋常中学校に入学した。一八九六（明治二九）年七月、中学を卒業し、熊本第五高等学校に入学。夏目漱石の講義を受けた。

寺田寅彦（一八七八（明治十一）―一九三五（昭和十））は、回想記「読書の今昔」（昭和七年一月 東京日日新聞）において、次のように振り返っている。

（寅彦は一八九二（明治二五）年に高知県立尋常中学校に入学）中学時代の初期には「椿説弓張月」や「八犬伝」などを讀んだ。田舎の親戚へ泊まつている間に「梅暦」をとどころ拾い讀みした記憶がある。これらの讀み物は自分の五体の細胞の一つずつに潜在していた伝統的日本人をよびさまし明るみに引き出すに有効であった。「絵本西遊記」を讀んだのもそのころであったがこれはフアンタジーの世界と超自然の力への憧憬を挑発するものであった。……中略……ジュール・ヴェルヌの「海底旅行」はこれに反して現実の世界における自然力の利用がいかに驚くべき可能性を持つているかを暗示するものであった。……中略……

洪水のように押し込んで来る西洋文学の波頭はまずいろいろなおとぎ話の翻訳として少年の世界に現われた。おとなの讀み物では民友社のたしか「国民小説」と名づけるシリーズにいろいろの翻訳物が交じっていた。矢野龍溪の「経国美談」を讀まない中学生は幅がきかなかった。「佳人の奇遇」の第一ページを暗唱しているものの中に自分もいたわけである。

宮崎古処子の「帰省」が現われたとき当時の中学生は驚いた。尋常一様な現実の生活の描写が立派な文学であり得るのみか、あらゆる在来文学の中に求め得られない新鮮な美しさを包蔵し得るといふ事実を発見して驚いたのであった。（『寺田寅彦全集 第六巻』一九

六一年三月 岩波書店 号十五・十六頁

寺田寅彦における、講談↓明治初期政治小説↓写実文学への読書遍歴が語られている。

2 中学一年の作文(日記)

五月十八日 水 早朝学校ニ行ク。一人モアラズ。怪シミコレヲ山本先生ニ問ウ。答エテイワク、「キョウハ銃器ノ手入レヲスルカラ授業ニハナルマイ」ト。余「先生、私ハペーパーヤソノ他ノミガク道具ヲ持ツテオリマセンカラ休マシテクダサレ」先生「ソレナラオ帰リ」家ニ帰リ新聞ヲ見ル。第一ニ電光ノゴトク余ノ眼ヲ貫ヌキシハ議會解散セラレントスルノ電報ナリキ。嗚呼悲シイカナ。二期スデニ解散セラレ、マタコノ憂イヲ見ントス。日本男児ノ名アル者アニ切齒慷慨セズシテ可ナランヤ。噫。午後二時ゴロ川田君ヲ訪ウ。少時ニシテ別役君マタキタル。家ニ帰ル。

五月十九日 木曜 コノ日学校ニ至リ、発火演習ノ状況ヲ聞ク。美濃部君ノ負傷ヲ聞ク。唱歌時間、例ノゴトク先生ヲ困ラシタリ。家ニ帰レバ「日本少年」四巻十号キタレリ。待チニ待チタル事ナレバ、サツソク披見ス。午後五時ゴロ池田君キタル。コノ日、月謝ヲ収メシナラントコロ、サツパリ失念シ居タリ。(アーアースハ二十五銭タル事力。チェッイマイマシイ。オットコレハ不都合千萬多謝々々)シバラクシテ西森君来タリ、池田君ト碁ヲ囲ム。両虎幽谷ニイドムキ颯然トシテ風起コリ、双竜深潭ニ戦ウトキ沛然トシテ雲起コル。右ニ当タレバ左ニ避ケ、左ニ払エバ右ニ飛ビ、進退ソノ機ニカナイ、一上一下虚々実々(オット、ナンドカ小説ノ試合ノヨウニナツテキタヨ)勝敗容易ニ決セズ。カクノゴトキ数回、シバラクシテ国沢、別役ノ両君キタル。コノ夜、池田君ト仁尾ニ至ル。池田君、鉛筆二本ヲ求メテ帰ル。(『寺田寅彦全集(新書版)』

第六卷』一九六一年一〇月 岩波書店 一二頁)

日記であるため当然ではあるが、でき事を時間の順序に会話表現も入れて生き生きと書いている。政局についての感慨は漢文訓読体で自己の慷慨を表現している。会話表現は話し言葉を写しており言文一致である。文末は、「……シタリ。……来タリ」のような漢文訓読体と「……ニ行ク。……テ帰ル。」のような口語体とで書かれている。囲碁の描写は格調の高い漢文訓読体に変わって誇張表現となり、ユーモアの効果を上げている。要するに漢文訓読体と口語体を混交した文体である。

八 樋口一葉の『通俗書簡文』

一八九六(明治二九)年五月に、樋口一葉(一八七二(明治五)〜一八九六(明治二九)年)は、『通俗書簡文』(博文館刊)を刊行した。「第一章、新年の部」から始めて「第五章、冬の部 第六章、雑の部」までの往復書簡、総計二二二編、及び「第七章、唯いささか(書簡文を書く時の心得)」を独力で書き下ろした書簡文例集である。読者対象は、小学校を卒業して「文字の読み書き」ができ、主として社会生活をしている女性であった。当時、文字は書けるが文章は書きづらいという識字層の要望に応えて多くの「手紙文例集」が刊行されていた。そのような通俗啓蒙書として出版された一葉の『通俗書簡文』は、学校外の社会教育としての作文(手紙文)指導書の一つであった。

『通俗書簡文』における手紙文観は、まず「心」であり、ついで「心を言い表す詞選び」であった。

手がみの文はさのみことごと敷ことゑらひせんよりたれにもわきやすくすなほなる詞もて思ふこころをさなからひあらはさるゝやう書ならひたらは其ほかにことなかるへしこと葉の自由を得たらましかはいはんと

おもふは我か心なれはおのつからのたくみはもとめす
してとりいてらるへくや(序文)(塩田良平・和田芳恵
・樋口悦編『樋口一葉全集 第四巻下』一九九四年六月二〇日
筑摩書房 六七五頁)

『通俗書簡文』の第七章「唯いささか」では、

耳どほくわきがたき雅言打まじえ、したり顔に書出る
人のあるはいかなるにか、詞は末なり、もとの心優な
らば飾らずして人ぎゝなつかしかるべき
と述べ、常いふ言葉(話し言葉)を文字に移したものが手
紙である、と言う。

(年始暑寒の挨拶、等)とあり、かゝりと口にすべき
を筆にいはせて心かよはさんまでの業なり、されば用
語の六づかしきを求めず、極めてわき安くすなほなる
言の葉もて、事の筋あきらかに、序正しう書なしたら
ば其ほかに事なかるべくやあらん。(同前書七九頁)
樋口一葉の書簡文観は、①心が大事、②日常語からわか
りやすい言葉(語句)を選び、③事の筋(書きたい事柄の要
点)をあきらかにし、④序正しう(順序構成を考えて)書
く、ということにあった。

本文では、書簡文例集の型に従って第一章、新年の部第一
書簡を「年始の文」で書き起こし、第五章冬の部を「歳暮
の文」で結んでいる。興味深いのは「六、雑の部」である。
人生の慶弔及び苦境に陥った人に同情し、心のこもった助
言と励ましの書簡例を例示している。

◎婚礼祝ひの文 ◎同返事

◎小学校の卒業を祝ふ文 ◎同返事

◎退校せんといふ友を諫むる文 ◎同じ返事

◎試験に落第せし人のもとに ◎同じ返事

◎不縁に成し人をなぐさむる文 ◎同じ返事

「◎春の末つ方旧師のもとに竹の子をおくる」という書
簡例は、次のように書かれている。

その後いかゞ御わたりいらせられ候や過日は花見御連
中に御加へお伴ひいたゞき一日おもしろう遊ばれ候
事かたじけなく直に御禮をと存じつゞけながら日々
取まぎれてのみ御無沙汰御ゆるし下され度候此筈はこ
ゝもと裏の藪にて昨日の雨に育ちしやらん今朝土より
上にいさゝか出しを見出たるに候やしないも何もなけ
れば味などいかが候やたゞやはらかきばかりを取柄に
御覧に入れ候おひおひ出さかり候はゞ又いくらも奉る
べく心地よげに生ひ出たるは勢ひよくてをかしく候
まゝ御覧じにも入らせ給はゞご嬉しがるべく候花見の
時鳥渡申上し羽織の襟とかくに返りのわるくて困り候
ひしが彼の折を教へいたゞきし通りぬひあらためしに
子細なく着心地よろしく成申候なほ使ひよき形つけ御
取寄せおきも候はゞ一箇頂戴ねがひ度御料は使ひのも
のに仰せつけ下され度候

かしこ

「◎離縁を乞はんといふ人に」という書簡例は、次のよ
うに書かれている。

唯今寺参りより帰りて娘に聞き候へば先ほど御前様御
入りにてしかじか御物がたり由おもひ寄らぬ事にて驚
き入申し候もはや御子達も御大勢いらせられ今更はず
かしき事など起り給ふべきにも候はず内輪のもめとい
ふは池の面の小波に同じく絶えずありとは見ゆれど大
した物にはこれなく候なるほど其始の御中にくらべ給
はば御無理も仰せられ我がままの御小言など面白から
ぬ御事まじらせ給ふべく候へどそは自然の御心安だて
隔てぬよりの打ちとけにて深くは御心にも止め給はぬ
が宜しかるべく候旦那さま御事此頃打ちしきり御酒め
し上り御氣のあらあらしうて外出がちにと御申しの由
かゝる折ふし御前様より丸からぬ事おほせ出され候は

ば御事破れていかさまにか成ぬべき古りぬることなれど覆せし水は器にかへらず……中略……此方媒酌人の身の上なれば片手落にてお前様ばかりわろしといふには候はず唯女同士の打とけごと一割損のものとおぼし召ご辛棒專一に候 ……中略……

さて過せば過さるるもの今此老婆に成りて子供達に面倒見らるること其頃の取りかへしに御座候何事もお子達に思しめしかへされ一端の御はやり気は御無用に遊ばさるゝやう致し度今娘より話し聞き候まゝ取あへず此文をは参らせ候 (同前書 七四四―七四五頁)

浮き世の苦勞を重ねた一葉らしく、「何事も御子達に思しめしかへされ一旦の御はやり気を御無用に遊ばさるやう致し度」と、離婚を思い止まらせようとする文をしたためている。その「◎同じ返事」には、離縁を思い立った女性の「猶胸のもやうやと遣る方なく候」などの文言も見られ、自分の心(真実・内面)を言葉で表現し確かめる術(すべ)を教え伝えようとする一葉の氣心が伝わってくる。

明治中期の少年少女たちは漢文訓読体を模倣する形ではあったが自己表現をはじめており、その意欲は堰にあふれようとしていて、受け入れる器としての新しい文章形式・文体を求めている。明治二十年代の文学界では、話言葉(言)と書き言葉(文)とを一致させようとする言文一致運動が始まっていた。それに応えて、新しい文体や文章表現法を提供しようとする、指導者側の模索も始まっていた。(注 滑川道夫著『日本作文綴方教育史1 明治編』一九七七年八月一五日 国土社 七五頁)

樋口一葉は、心の交通手段として開けてきた郵便制度による表現方法を、女性達の自己表現の方法として獲得させようと試みた。当時普及していた「候文体」の手紙文例集

を出版し、女性が自らの内面を見つめ表す方法を例示した。

九 「国語」科領域の構造化

1 内地雑居問題と標準語 明治二十七年七月の「日英通商航海条約」の調印によつて、明治政府長年の懸案であった条約改正が成立した。その主要内容は、三点であった。

1. 治外法権の完全撤廃、
4. 関税自主権の回復、
5. 最恵国待遇の相互平等、

条約改正は日本の国際的地位を画期的に高めるものであったが、条約実施までの準備期間(五年)に国内法を整備し外国人の居住と旅行と営業の自由を認める、いわゆる「内地雑居」の用意をしなければならなかった。

上田萬年は、一八九八(明治三一)年十一月に文部省専門学務局長兼文部省参与官となり、澤柳政太郎が文部省普通学務局長に任命された。澤柳と上田は帝国大学第一期卒業生であった。この時、はじめて近代的な学問を学び西洋思想に触れて育った(儒教から自由な)世代が文部行政に携わるようになったのである。又、藩閥政府の勢力争いに巻き込まれずに発想できる行政官が生まれたのもあった。二人は力を合わせて教科目「国語科」の制度化に努めた。

上田萬年は、この第二の開国を日本語の固有性を脅かす危機と捉え、一九〇〇(明治三三)年一月の講演「内地雑居後に於ける語学問題」において、国家の言語としての「標準語」制定に言及する。

一日も早く東京語を標準語とし、此言語を厳格なる意味にていふ国語とし、これが文法を作り、これが普通辞書を編み、広く全国至る所の小学校にて使用せしめ、之を以て、同時に読み・書き・話し・聞きする際の唯一機関たらしめよ。……中略……而して一度之を

模範語として後に、保護せよ、彫託せよ、国民はこれをして国民の思うまゝに發達せしむべきなり。『国語

のため 第二』明治三十六年六月 富山房 一〇（一頁）

こうして、我が国の言葉の教育の内容として「標準語」が想定されるようになった。

一九〇〇（明治三十三年）八月、上田は、国語政策について「国語に就きて日本国民の執るべき三大方針」を簡潔に焦点化して述べている。

第一 奇矯にわたらざる範圍に於て純粹の日本語をなるべく用ゐる事

第二 耳で聞いて混雜を起さぬだけの漢語を保存する事

第三 自国語にて訳しがたき外国語をばなるべく原語のまゝ輸入する事

一九〇〇年の八月、「小学校令改正」によつて、小学校に教科としての国語科が成立した。

甲斐雄一郎は、「この時点で日本人にとつての読み書き能力の範圍と内容についてはほぼ定まったといえる。」と述べている。『歴史の成果から』『研究報告 国際化、情報化社会 が必要とする読み書き能力の範圍と内容についての研究』

二〇〇五年三月 五九頁

以後、上田は、明治三五年には「国語調査委員会」の主査となるなど標準語の策定に精力的に取り組む、国語国字問題の改良の方向付けをした。全国に「普く通ずる」表記、仮名遣い、語彙、文体（漢字仮名交じり文）の普及は、士族や町人の身分を越え各藩の国境を越えて通じ合うことを可能にし、いわゆる學術・裁判（法律）・産業・演芸・文学等の近代化に貢献するところが大きかった。近代国家形成の要となつたのである。ただし、それは反面において、豊かに育てられてきた地方語の排除と抑圧という「負」の機能を背負いつつであつたことも忘れてはならない。

2. 中等教育学校三分化（中学校・高等女学校・実業学校）体制の確立

日清戦争後、産業革命を進める過程で初等教育及び中等教育への社会的要求が増大し、中学校の新設と実業学校設置の運動が高まつてきた。日清戦争による財政的逼迫を克服するには、実業教育を振興して、地方産業の向上をはかることが急務とされた。当時、実業教育は極めて不振で、実業学校は全国で二十数校に過ぎなかつた。明治二十六年文部大臣になつた井上毅は、同年十一月には実業補習学校規程、翌二七年七月には簡易農学校規程、明治二七年六月には実業教育費国庫補助法を制定公布し、実業教育の基盤をつくつた。

一八八八（明治二一年）年 浄土宗学愛知支校↓東海中

・高等学校

一八九二（明治二五年）年 新潟尋常中学校 開校

一八九四（明治二七年）年 茨城県簡易農学校 開校

一八九五（明治二八年）年四月 札幌尋常中学校↓北海道庁立札幌中学校

一八九六（明治二九年）年 第一尋常中学校↓大阪府立天王寺高等学校

一八九五（明治三三年）年 第二済々黌↓熊本県立熊本高等学校

一八九九（明治三二年）年二月、「中学校令」「高等女学校令」および「実業学校令」「私立学校令」が制定され、中等教育における男女別学が明確にされた。中学校を二つに分け、高等普通教育を主とする尋常中学校と就職のための実業教育を主とする学校に区別した。実業学校は、工業学校・農業学校・商業学校・商船学校及び実業補習学校の

五種類とした。

3「国語及漢文科」の構造 上田萬年は、一八九四（明治二七）年一〇月の講演「国語と国家と」において、

昨日われわれは平壤を陥れ、今日また海洋島に戦ひ勝ちぬ。支那は最早日本の武力上、眼中になきものなり。しかも支那文学は、猶日本の文壇上に大勢力を占む、而して此の大和男児の中、一箇の身を挺して之と戦ふ策を講ずる者なく、猶共に二千余百年來の、所謂東洋の文明を樂まんとす、因襲の久しき己を忘るるの甚だしき、あながちに咎むべからざるも、さりとてあまりに称譽すべき次第にあらず。（『国語のため 第二』）

と語り、国語文化の見直しを説いた。ここには、外国を意識した国家主義的なイデオロギーの胚胎を見ることができ、このような日本語意識が支持される時代状況の中で、国語科の設置と教材化が方向づけられたのであった。

四 「中学校令施行規則」の国語科構造

一九〇一（明治三四）年三月に出された「中学校令施行規則」において学科目「国語及漢文」の内容が次のように示された。

国語及漢文ハ普通ノ言語文章ヲ了解シ正確且自由ニ思想ヲ表彰スルノ能ヲ得シメ文学上ノ趣味ヲ養ヒ兼テ智ノ啓発ニ資スルヲ以テ要旨トス

国語及漢文ハ現時ノ国文ヲ主トシテ講読セシメ進ミテハ近古ノ国文ニ及ホシ

又実用簡易ナル文ヲ作ラシメ文法ノ大要、国文学史ノ一班ヲ授ケ

又平易ナル漢文ヲ講読セシメ

且習字ヲ授クヘシ

同じ年の三月に「高等女学校令施行規則」が出された。

「国語」を学科目とし、「漢文」を削除して「家事」と「裁

縫」を加えて特色を持たせていた。国語科の内容は、中学校「国語及漢文」とほぼ同じであるが、漢文・文学史についての記述を欠く。又、就学年数は原則として四年であり、大学への進学は想定されていなかった。

これらの「学校令」と諸規定によつて中等教育三本柱の枠組みが制度化され、それぞれの教科内容の大綱が確立した。この枠組みと大綱は、小さな変更はあったものの、その後一九四三（昭和一八）年の「中等学校令」まで大体において継続された。

次回は、一九〇一（明治三四）年以後の「第二期 国語科の成立と方法の模索」について記述する。